

外国公務員贈賄との闘いー執行の新たな時代に向けて

パリ 2016 年 3 月 16 日

(仮訳)

前文

我々、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（以下、「贈賄防止条約」という。）の締約国の閣僚及び代表並びにその他の参加閣僚及び代表は、2016 年 3 月 16 日にフランス・パリの経済協力開発機構（OECD）で会合し、外国公務員贈賄及び腐敗に対する世界的な闘いにおいて結束した。

贈賄防止条約の実施

贈賄防止条約は 17 年前から発効している。この間、締約国は増加し、41 に達した。我々は、OECD の国際商取引における贈賄に関する作業部会（以下、「作業部会」という。）と、贈賄防止条約の完全な実施の監視と促進を行うにあたり、作業部会が果たしてきた重要かつ先導的な役割に謝意を表する。我々は、条約の実施のためにこれまでに実施された 3 期にわたる審査の監視プロセスの力強い成果を認識している。現在、贈賄防止条約の全ての締約国（以下、「締約国」という。）が外国公務員贈賄を犯罪化し、また、その多くが、外国公務員贈賄に関し企業に責任を問うことを可能にする法改正を行い、さらに、賄賂の税控除を明示的に禁止してきた。締約国のほぼ半数は、外国公務員贈賄事件を捜査・起訴まで遂げている。他の多くは、最近、執行の取り組みを強化しており、現在、事件を捜査している。この結果、締約国は、ビジネスの公平な競争条件や、より公正で透明な世界経済を確立するという目標に向け、大きな進歩を遂げてきた。

締約国は、作業部会の評価プロセスに引き続き強くコミットするとともに、第四期審査を正式に開始することを歓迎する。この新たな審査では、締約国は、法執行活動の監視、外国公務員贈賄の探知と企業責任、並びに、これらの分野でのグッドプラクティスの特定及び推進の重要性を強調する。締約国は、外国公務員贈賄との闘いをより良く理解し、新たな課題に取り組むため、掘り下げたテーマ別作業を行う作業部会を支援する。締約国は、外国公務員贈賄と闘うための枠組のより効果的な実施に向けた透明性及び対話促進の観点から、非締約国、他の国際機関、企業、市民社会との協議や協力に引き続き尽力する。

今後取り組むべき事項が多く残っていることを認識しつつ、締約国は、贈賄防止条約の継続的な実施へのコミットメントを再確認し、外国公務員贈賄罪を実施する法律の確固たる執行を呼びかける。締約国は、特に、国有企業又は国の支配の下にある企業を含む法人に対する外国公務員贈賄罪を実施する法律の執行強化の必要性に留意する。締約国は、外国公務員贈賄及び腐敗と闘うために一層の努力を求め、さらに、これらの事案について全ての国との間の効果的な国際協力を求める。締約国は、贈賄防止条約への加盟及び実施を主要な輸出国かつ投資国である非締約国に対して訴えることの重要性を認識し、また、贈賄防止条約へのより広い参加を促進するための継続的な協議を支援する。

この宣言に参加する全ての国の閣僚及び代表は、腐敗に関与する者と精力的に闘うため、外国公務員贈賄との闘いを、執行の新たな時代に進めることにコミットする。我々は、適切かつ適時な対応措置が開発され、実施されることが出来るよう、外国公務員贈賄及び腐敗との闘いにおける、新たな、そして将来の課題への対応に遅れを取ることがないようにコミットする。

I 第四期審査を正式に開始するにあたり、贈賄防止条約締約国¹の閣僚と代表者は：

1. 法人の責任の確立を含む贈賄防止条約の実施継続に対するコミットメント及び全ての締約国による外国公務員贈賄罪を実施する法律の力強い執行を再確認する。締約国は、外国公務員贈賄の捜査や訴追が、国家の経済的利益、他国との関係への潜在的な影響、若しくは、関連する自然人又は法人の身元によって影響を受けてはならないことのコミットメントを再度強調する。
2. 外国公務員贈賄事件の探知、捜査及び訴追の増加のため、積極的な探知、執行、資源及び刑事共助に関する問題を含む、外国公務員贈賄事件における法執行の課題に取り組むよう、作業部会に奨励する。
3. 相互の法執行努力を支援し、外国公務員贈賄と闘うための革新的な方法を探求することを、全ての締約国に奨励する。
4. 作業部会において年2回行われている法執行官会合が、外国公務員贈賄の捜査と訴追に関するグッドプラクティスと分野横断的課題を議論する貴重な場を提供していることを認識する。
5. 作業部会の本会合や審査、その他の関連活動に、法執行機関の代表者の関与を増やすことを、締約国に奨励する。
6. 作業部会は、OECD 公共ガバナンス委員会を含む関連委員会と共に、国際商取引における更なる外国公務員の贈賄の防止のための理事会勧告（以下、「2009年勧告」という。）によるものを含む、強力かつ効果的な公益通報者保護の枠組みを促進することを認識する。これに関し、我々は、OECD 報告書「効果的な公益通報者保護へのコミット」の発表を歓迎する。
7. 外国公務員贈賄の自主申告、交渉による解決、反腐敗コンプライアンス・プログラム及びこれまでの三期にわたる各国別審査から生じた関連する勧告の、作業部会による詳細な分析に謝意を表する。我々は、これらの問題に関連したグッドプラクティスを研究するよう、作業部会に奨励する。
8. 贈賄防止条約、2009年勧告とそのフォローアップの関与の促進及び実施のため、主要な輸出国かつ

¹ アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国

投資国である非締約国に対し、贈賄防止条約への加盟及び実施を呼びかけること、及び、贈賄防止条約、2009年勧告及びそれらのフォローアップにまだ関与のない国へ継続的な協議を提供することの重要性を認識する。

9. 他の国際機関との緊密な連携のもと、贈賄防止条約の締約国及び非締約国に対する実務的支援を引き続き提供することを、作業部会に求める。

10. OECDの他の関連組織と協力し、外国公務員贈賄の経済的影響に関する研究を実施し、また、外国公務員贈賄と腐敗の分析を更に精緻化させることを、OECDに奨励する。

11. 外国公務員贈賄及び腐敗との闘いに関し、OECDの他の組織との連携・調整を継続するとともに、関連する世界的課題における新たな主要課題の検討を、作業部会に奨励する。この文脈において、我々は、OECDの他の組織と連携するための論点の特定を、作業部会に求める。

12. 外国公務員贈賄や腐敗との闘いに積極的な国際機関、ビジネス及び市民団体との協議や協力を引き続き行うことを、作業部会に奨励する。

13. 民間部門はこの闘いに不可欠なパートナーであり、腐敗との闘いにおける役割について、民間部門との更なる協力の機会を模索するよう、作業部会に奨励する。

II この宣言に参加する全ての国²の閣僚及び代表は、外国公務員贈賄及び腐敗に対する世界的な闘いにおいて結束し：

1. あらゆる形態の外国公務員贈賄及び腐敗と闘う我々のコミットメントを再確認する。

2. かかる闘いにおいては、力強い法的枠組み、法執行当局間の強力な連携、並びに効果的かつ積極的な探知、捜査及び訴追が必要であることに同意する。

3. 外国公務員贈賄及び腐敗の事件について、適時かつ効果的な国際協力を提供するコミットメントを確認する。

4. 贈賄防止条約の締約国と非締約国双方の法執行官に対し、相互の積極的な関与のための機会を引き続

² アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サントメ・プリンシペ、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、トルコ、英国、米国

き提供するよう、作業部会に奨励する。

5. 不正行為をより良く予防し、探知し、捜査し、及び起訴することができるよう、誠実かつ合理的な根拠に基づいて腐敗を告発する者を、効果的に保護する必要性を確認する。
6. 公共・民間部門を問わず、差別や報復的な行動から不正行為の告発者を守る効果的な法的枠組が多く、の国で設置されていないことを認め、また、これが外国公務員贈賄及び腐敗事件の探知、捜査及び訴追を妨げていることを認知する。
7. 現実かつ効果的な保護を提供することを確実にするため、公益通報者保護の枠組みが支持され、施行される必要があることを認識する。
8. 自主申告や解決手続きの採用の可能性に関する更なる対話を奨励し、適当で国内法に沿う範囲内での、解決手続きによる結果の公開を各国に求める作業部会の要請を繰り返す。
9. 外国公務員贈賄及び腐敗との闘いに関する政府との協力強化を企業社会に求め、また、作業部会によって作成された内部統制、倫理、コンプライアンスに関する OECD 2010 年グッドプラクティス・ガイドランスの広範な実施を奨励する。
10. 主要な国際行事の実施等にかかる、公共調達プロセスにおける腐敗防止コンプライアンス措置、行動規範、及び適切なセーフガードの利用促進を含む、外国公務員贈賄及び腐敗を防止するグッドプラクティスの特定及び促進のための継続的な国際的な取組を奨励する。

結論

贈賄防止条約締約国の閣僚及び代表は、外国公務員贈賄法令の効果的な執行の課題に対処し、各国の贈賄防止条約の原則を促進し、世界的な執行強化の目標に向け非締約国が作業部会と緊密に協力することを奨励する決意を再確認する。我々は、外国公務員贈賄に対する世界的な闘いを先導する作業部会の取組を支持し、また、執行の新たな時代に向けて、この宣言の目標を達成するための進展に期待を寄せる。

この宣言に参加する全ての国の閣僚及び代表は、外国公務員贈賄と腐敗に関する国際的な義務を完全に実施することを各国に求める。我々は、この目標に向けた作業部会の努力を賞賛する。